

東京都サービス付き高齢者向け住宅の補助に際しあきる野市が事業者を求める基準

- 1 サービス付き高齢者向け住宅は、あきる野市サービス付き高齢者向け住宅の建設等に係る基本方針に基づき、総量規制として、当分の間、総数110戸以内（市営住宅は除く。）とし、日常生活圏域ごとに次に掲げるとおりとする。
 - （1）東部地域（東秋留地区） おおむね35戸以内
 - （2）中部地域（多西地区及び西秋留地区） おおむね60戸以内
 - （3）西部地域（増戸地区、五日市地区、戸倉地区及び小宮地区） おおむね15戸以内

- 2 サービス付き高齢者向け住宅は、住所地特例の対象となるもの（特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く。）に限るものとする。